

令和3年度

第2回 長崎県公共事業評価監視委員会

議事録

日 時：令和3年8月23日（月）15：30～16：44

場 所：長崎県庁 1階 大会議室A

出席委員：友広 郁洋 委員長

大嶺 聖 副委員長

梅本 國和 委員

中村 政博 委員

中村 沙織 委員

岡 美澄 委員

五島 聖子 委員

# 令和3年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和3年8月23(月)  
15時30分～16時44分  
場 所：長崎県庁1階 大会議室A

午後 3時30分 開会

## 1. 開 会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、暑い中の現地調査、誠にありがとうございました。引き続き、詳細審議をよろしく願います。

委員会の出席者数について、事務局から報告いたします。7名中全員の出席となっております。委員総数の過半数に達しておりますので、長崎県政策評価条例第11条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

なお、五島委員におかれましては、本日、リモートでの出席となっております。

続きまして、本日お配りしております資料は、ピンク色のファイル一冊となっております。

なお、第1回委員会で防風フェンスとはどのようなものかという質問をいただきました。漁港漁場課から、防風フェンスの資料提出がありましたので、参考資料として、ファイル資料の最後のページにとじておりますし、今、画面に出させていただいております。上が全景でございまして、支柱がありまして、部材がそれに取り付けられているということで、その部材をアップした写真が、この下になります。こういう孔あきの部材を支柱と支柱の間に取り付けているといったようなものでございます。

それでは、審議の進行について、委員長、よろしく願います。

## 2. 審 議

詳細審議対象事業（再評価）の説明及び審議

【河川 - 1】長崎水害緊急ダム事業（浦上ダム）

友広委員長 改めまして、こんにちは。現地調査、大変お疲れさまでございました。

それでは、早速でございますけれども、議事次第の順番に従って審議を進めさせていただきます。

まず、県の河川事業、【河川 - 1】長崎水害緊急ダム事業（浦上ダム）について、事

業者より補足説明をお願いいたします。

なお、7月27日に一応説明をいただいておりますけれど、よろしくをお願いいたします。

説明者（長崎振興局河川課） 皆さん、こんにちは。長崎振興局建設部河川課の橋口と申します。

河川 - 1、長崎水害緊急ダム事業についてご説明いたします。よろしくをお願いいたします。

事業主体は長崎県、事業箇所は浦上ダム、西山ダム、中尾ダム、本河内高部ダム、本河内低部ダムの5ダムであります。

再評価の理由は、前回、平成28年度の再評価後5年経過、並びに工期延長による再評価後変更としております。

委員長から先ほどもございましたように、先日7月27日の個別審議を受けまして、先ほど現地調査も行っていただきまして、これから詳細審議としてご審議をいただくものです。

スライドの1ページをお願いします。

浦上ダムの事業概要図を示しております。

水道専用の浦上ダムを洪水調節機能を有する多目的ダムとして再開発するもので、主な内容としましては、ダム堤体の改築、貯水池掘削、下流河道の改修を行うものです。

2ページをお願いします。

右の図に、浦上ダムの完成イメージを示しております。左の断面図に示しておりますように、貯水容量を確保するため、ダム堤体の改築は30センチの嵩上げとしており、貯水池掘削も行って容量を確保しております。また、ダム改築に伴う放流量の増加に対応して、下流に分水路を設ける計画としております。

3ページをお願いします。

浦上ダムを下流から見て、上が既設のダムの図、下が改築後を示しております。既設堤体の嵩上げは30センチであります。堤体の上部は全撤去、下流側の相当部分を撤去し、大幅な改築を行います。

4ページをお願いします。

長崎水害緊急ダム事業の経緯としまして、沿革を示しております。昭和57年の長崎水害の翌年に事業着手し、計画の変更を経ながら現在に至っております。

5ページをお願いします。

本事業の実施状況としまして、本事業では、既存の水道専用ダムの改築により治水化を図ることとしております。そのためには、水道取水の容量を治水として利用することに先立ち、長崎市が継続して水道用水を取水できるよう、別のダムで水道用水の容量を確保した後に、そのダムの改築を行う必要があります。

こうしたことから、西山・中尾ダム、本河内高部ダム・低部ダムの順番で完成してお

り、現在は、残る浦上ダムの再開発を行っております。

6 ページをお願いします。

本事業にかかる 5 ダムのうち、浦上ダムに先行する 4 ダムは、いずれも中島川水系に位置する本河内浄水場の既得取水量を確保しつつ、順次実施し、平成 24 年（2012 年）に完成しており、大水害から 30 年もの長い期間を要しております。浦上ダムにおいても、浦上浄水場の既得取水量を確保しながら再開発を進めております。

7 ページをお願いします。

工期の変更につきまして、前回、平成 28 年度の事業再評価時の工期を青線、今回の工期変更を赤線でお示ししております。このうち、貯水池掘削工事中の取水運用について長崎市と協議を行った結果、最近の気候変動を考慮し、近年で最も大きな平成 19 年の渇水時にも水道水を安定供給する必要があるとしまして、貯水池運用計画の協議と施工計画の見直しを行っております。このため、完成が令和 11 年度となる予定ですが、治水安全度の早期発現を図るため、令和 4 年度から貯水池掘削に着手してまいります。

8 ページをお願いします。

貯水池運用計画の基本的な考え方は、貯水池掘削工事において、浦上ダム以外のダムから補水、すなわち水の供給を行い、浦上浄水場の水道用水を確保するものです。具体的には、浄水場系統が同様である 4 つのダムを抽出し、右のイメージ図にある未堆砂容量を活用して、浦上浄水場へ送水することで、渇水時の水道用水が確保可能であるか検討を行いました。

9 ページをお願いします。

長崎市と協議しながら検討しました結果、対象 4 ダムからの送水だけでは水道用水が不足することがわかり、このために、工事中の浦上ダムにおきましても 6 万トンの貯留が必要ということになり、この結果を得るのに時間を要しました。

10 ページをお願いします。

貯水池掘削計画につきましても、水道用水を一部貯留しながら工事を施工しないといけないため、貯留方法と掘削方法を比較検討いたしました。この結果、貯留地をダム直上流とし、陸上掘削、水中掘削併用により施工することとして、現在、工事着手に向けて最終取りまとめを進めているところであります。

11 ページをお願いします。

本事業の必要性としまして、浦上川は長崎大水害の被災後、河川改修工事を実施しております。右側の本年 2 月に告示した浦上川の浸水想定区域図では、ダム下流の一部で浸水が想定されておりますが、浦上ダムの完成により、下流の浸水被害を抑えることが可能となります。

12 ページをお願いします。

本事業の完了工期につきましては、今後、令和 4 年度に貯水池掘削工事に先行着手し、令和 8 年度からダム本体工事に着手する予定としており、令和 11 年度完成となる予定

であります。

対応方針の原案としましては、長崎水害緊急ダム事業は、浦上川の治水対策上、必要不可欠な事業であり、事業継続でお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様方から、ご質問、ご意見をお受けしたいと思えます。

梅本委員 スライドの7ページで工期の変更というところで、移転補償というところがありまして、令和5年度から令和7年度までということになっているようなんですけども、今回の浦上ダムの工事で、また移転とかが必要になるんでしょうか。なるのであれば、どこら辺の区域とか、あるいは移転の交渉とかも必要なのかについて、教えてください。

説明者（長崎振興局河川課） スライドの1ページ目をお願いします。

今、画面にもお示ししておりますけれども、今、移転補償ということで梅本委員からご質問の該当箇所につきましては、その図でいきますと、「下流取付河川（大井手川）」と書いているところの、今ちょうどマウスが動いているところのあたりに、現場でもご覧いただきました、浄水場がございました。基本的には、この浄水場の一部が移転対象ということでお考えいただければよろしいかと思えます。

梅本委員 まだ交渉中みたいな感じなんですか。

説明者（長崎振興局河川課） 今まで貯水池の運用計画ですとか、掘削計画の協議をずっと重ねてきておりまして、今後協議をしていくということでご理解いただければよろしいかと思えます。

梅本委員 分かりました。結構です。

友広委員長 ほかにありませんか。

大嶺副委員長 10ページの掘削方法をもう少し教えてほしいんですけど、真ん中のケースを選んだということで、これは水を下げていけば、これで言うと、右の陸上のところが水がなくなって陸上掘削が可能ということですか。

説明者（長崎振興局河川課） おっしゃるとおりでございまして、現地調査でもご説明をいたしましたけれども、現在は貯水池に水が満々とたたえられている状況でございしますが、その水位を下げさせていただきますと、もともと大井手川の谷があったところにダムをつくっておりますので、その上流側のところは、当然、標高が若干高いところになりまして、そうすると、水を落とすと、今ちょうどカーソルでお示ししているあたりが一番水深が少ないところで、水位を落としていくと、今、全体的に動かしているあたりのところが、いわゆる貯水池の底が見えてくると。そういったところにつきましては、陸上掘削が可能ということで、まずはそういったところを先行して、陸上で掘削をさせていただくということが、手順の最初の段階となります。

大嶺副委員長 もう一つお伺いしたいのが、この場所はわからないんですけど、普

通のため池とかで土砂を掘削するときに、かなり含水比が高くて機械も入らないぐらいの柔らかい状態じゃないかなと思うんですけど、先ほど現地で伺ったときには、なるべく水を抜いて搬出するというので、この場合、工期が何年にもまたがるんですけど、天日干しを行いながら土砂を搬出するのか、あるいは、そうじゃなければ、恐らく固化材とか混ぜて、ある程度トラックに運べるぐらいの改良を行わないといけないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はご存じだったでしょうか。

説明者(長崎振興局河川課) まずは、含水比が高いというご指摘で、陸上掘削をするところについても、当然含水比が高うございますので、そういったところについても、一定の改良剤を入れまして、まず改良を行って、それから車両に載せて、所定のヤードに持っていくと。さらに、所定のヤードでも、現地調査でもご説明しましたように、そこに、ある程度水を減らせるようなヤードを設けまして、そこでもまた、さらに含水比を下げた形で車両に載せて、外に持ち出して運搬ができるようにですね。そういったことで段階を踏みまして、大きくは2段階を踏みまして、それで場外に搬出をしていくと、そういうプロセスで考えております。

大嶺副委員長 分かりました。できるだけ環境負荷が少ないようなやり方を検討していただければと思っております。

説明者(長崎振興局河川課) 分かりました。

大嶺副委員長 以上です。

友広委員長 ほかにございませんか。

岡委員 現地調査でも、説明いろいろありがとうございました。また、ただいまの説明でもありましたとおり、本来なら掘削工事は、全部空っぽにしてするのが一番早くて経済的だと思うんですけども、それだと、長崎市の今の水道水が足りないということで、苦肉の策でケースの陸上掘削と水中掘削を選ばれるということだそうなんですけれども、また、現地でもお伺いしましたとおり、その間の水道水の濁りなどのシミュレーションも今されているということで、なるほどなと思っております。

あと、質問としましては、今回、令和11年完成予定で計画をされているということなんですけれども、延びてほしくないんですが、これは早く完成してほしいんですが、もし延期になるような要因とか、完成が遅くなるような要因とか、今、想像できるものとかはありますか。

説明者(長崎振興局河川課) 7ページにお示ししている令和11年度の完成予定が、今後何か延びる要因があるかどうかというご質問かと思っておりますけれども、正直申しまして、今回もご審議いただいておりますように、もともと青線で記載をしておりますように、令和7年度に完成予定であったものを、先ほど申しましたような貯水池の運用計画ですとか、貯水池掘削計画を見直したことによりまして、その分遅れた分があったので、令和11年度に延ばさせていただくということではしておりますので、そういった今後の遅れがないように、できるだけ努力してまいりたいと考えております。

岡委員 ありがとうございます。この浦上ダムはもともと利水から、治水と利水のダムにされるということで、大変難しい工事、また計画だったと思いますけれども、昨今の大雨、水害なども予想が立たない状況になっておりますので、計画どおりにいくことを望んでおります。

友広委員長 ほかにございませんか。

五島委員、リモートでご参加いただいておりますが、何かご意見、ご質問等があればお受けしたいと思います。

五島委員 特にございません。

友広委員長 よろしいですかね。

五島委員 はい、よろしいです。

中村(政)委員 令和7年度の予定を11年度にさらに延ばしてやろうということですが、地元からの要望が非常に高いので喫緊の課題であるので、この事業はぜひ継続したいというようなご意向が示されていますけれども、急ぐというのに、なぜ4年も延ばすのかということですよ。今、リスクが非常に高くなってきていますよという状況で、4年延ばすということとそのリスクとを天秤にかけてということでしょうけれども、その経緯をもう一度教えていただければと思います。

説明者(長崎振興局河川課) 今の中村委員のご指摘は、急ぐというのに、なぜ4年延ばすのかといったところで、そのリスクも含めてということでございますけれども、今回、リスクに関しましては、当然ながら、目的として、浦上川の抜本的な治水対策として、河川改修工事は完了しているけれども、浦上ダムも必要ということでご説明をしてまいりました。

今回、リスクとしましては、下流の治水安全度を考えましたときに、貯水池掘削工事、ダム本体工事のいずれも、現地でもご説明をしましたように、工事期間中は貯水池の水位を現在よりも大きく下げて施工することと予定しております。そうしますと、仮に大雨が降ったときも相当量の洪水を貯水池に貯めることができると。もちろん、水位を下けている状態で貯水池に大雨が降れば、その分、また水が引くまでに若干の時間がかかるので、工事に時間を要するというふうなことは予想はされますけれども、下流に対する安全性というのは、大きく水位を下けていることによって、いわゆる治水容量が確保されているのと同じことでございますので、そういった意味におきましては、今回、工事期間が4年延びるというふうなことは、問題はございますけれども、下流に対する安全性としましては、来年度から工事に着手することによりまして、工事が終わるまでの間も、一定程度というか、大きく安全性をきちんと確保している状態で施工ができるというふうに考えておりますので、そういった意味でのリスクは一定程度回避できるかなというふうに考えております。よろしいでしょうか。

中村(政)委員 分かりました。そのようなご説明をこの説明書の中にも入れていただいたほうが良いと思うんですけれども、それが無いので、なんでリスクがあるのにと

う、これはリスクを下げられるようにちゃんと手当てした上で工事をしますよと、そういう説明をぜひ入れていただきたいと思います。

説明者（長崎振興局河川課） すみません。分かりました。ちょっと説明不足でございましたので、改めたいと思います。ありがとうございます。

中村(政)委員 この事業は再々、昭和 57 年の大水害からということで、もう 38 年というところでございます。今のご説明のように、大体リスク管理はできているということで承りましたけれども、そういうことであれば結構なんです、やはり事業がこれだけずっと延びて、さらにまた延びるといのはいかがなものかといのは当然でございます。

ちょうど国のほうでも、昨年 12 月、「国土強靱化のための 5 か年加速化対策」というのも打ち出されております。その中に、二級河川についても、ダムとか河川というところの整備促進という事業が上がっております。こういう予算も多分使えるのではないかと思いますので、ぜひそういうのも活用なさせて、確実に工事が進むようにしていただければと思います。

共同事業者で長崎市ということでしたが、先ほどのいきますと、浄水場のところが長崎市の所有であって、その交渉をしないといけないということですけども、交渉をする必要があるのかとか、そういうのはもっと協力してもらって、速やかに進めていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

友広委員長 ほかにございせんか。今、各委員から、緊急ダム事業という、この緊急性というところをしっかりと、今後の事業の推進にご尽力いただければと、そういうご意見ではなかったかと思えます。よろしく願いいたします。

ないようでしたら、河川 - 1、浦上ダムにつきましては、対応方針の原案どおり、継続ということで、よろしゅうございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。では、対応方針の原案のとおり認めるということに決定をさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

#### 【砂防 - 1】矢の平川大規模特定砂防事業（砂防）

友広委員長 次に、【砂防 - 1】矢の平川大規模特定砂防事業について、補足説明をお願いいたします。

皆さん、汗をかいて現場を見られましたので、よくご理解いただけたかと思えますが、補足説明をよろしく願いいたします。

説明者（長崎振興局砂防課） 長崎振興局砂防課の橋本です。先ほどは、大変坂がきついで、また暑い中、ありがとうございました。

それでは、砂防-1、矢の平川大規模特定砂防事業について説明いたします。

次のページをお願いします。

先ほど現地のほうである程度説明をさせていただきましたが、もともと土石流対策ということで、砂防堰堤工で溪流保全工、たまった土砂や流木を出すための管理用道路を設置するための工事といたしまして、今、下のほうに、最近出来上がったほかの砂防ダムの現場であります、大宮川の現場を示しております。そちらのほうに砂防堰堤工と溪流保全工、あと管理用道路の大体のイメージ図をつけております。

次のページをお願いします。

保全対象といたしましては、土石流が発生した際に被害が及ぶ範囲、人家が46戸と一級市道の矢の平白木町線が含まれております。

次のページをお願いいたします。

完了工期の延長につきましては、相続者が31名と多く、令和元年12月に事業用地の取得が完了しましたため、工事の完成が令和8年までの工期となっております。事業進捗率といたしましては、まだ金額ベースで33.9%ですが、用地買収の用地進捗率につきましては100%となっております。

次のページをお願いします。

下のほうに、先ほど上っていただきました入り口の写真正体ついておりますが、ここがどうしても道がすごく狭くて、狭小ということで、小型車両による施工方法に変更したことで、全体の工事費が増えております。また、労務費等の上昇により、工事費も増えております。

次のページをお願いいたします。

費用対効果につきましては、前回評価は3.82だったことに対して、今回評価させていただいたのは3.99と、プラスになっております。そのプラスの要因としましては、最新の人家戸数をカウントしたところ、4戸増えていると。また、マイナス要因としましては、施工方法の変更による工事費の増加で、相続者多数による用地解決の遅延による工期の延長が主な原因となっております。

次のページをお願いします。

全体的な工事の流れを色分けをしております。先ほど上っていただきました部分が、1期工事の黄色の入り口のところです。赤のところの上っていったのが、本体工事をするための工事用道路の工事ということで、今はまだ伐採をしているところで、今後、大規模な土工事関係でばりばり進めていこうと考えています。その道が出来上がったら、その後、緑色の本体の砂防ダムの工事を行いまして、最後、青色の本体工事から流れてくる土砂を流す溪流保全工の工事をやる予定で、現在のところ、令和8年を予定しておりますが、前回の審議のときにも、岡委員のほうからおっしゃっていただきましたが、極力前倒しできるように努力していきたいと思っております。

以上です。審議のほどよろしくをお願いいたします。

友広委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見、ご質問を

お受けしたいと思います。

大嶺副委員長 先ほど現地に行って状況を確認したんですけど、新しい家とか人も増えて、ちょっと驚いたんですけど、先週の大雨でもそんなに影響はなくて、今のところ大丈夫なのかなという気がするんですけど、こういう工期が延びて、5年ぐらい延びているんだと思いますけど、その間、またもっと大雨とか、状況によっては土砂が流れたり、砂防堤をつくる前に流れたら、下流の上のほうは被害が出るんじゃないかと懸念しているんですけど、住民のほうはそういうことを理解していて、避難勧告とか避難指示が起こる前に早めに避難しているのかとか、できれば、上流にセンサーとかあって、早めに察知できればいいんですけど、そういう状況じゃなければ、住民のほうの対応の仕方とか適切にしていただければなと思っています。

説明者(長崎振興局砂防課) 先ほど担当の岩永のほうから、現地で説明が幾らかあったかと思うんですが、基本、センサーもろもろをつけるのが地すべり、山がずれてきて、下に住んでいる家屋の人たちが避難するなり、そういうときにずれを計測するために振動計とかもろもろつける場所なんですけど、今回、砂防ダムで、その流れはないんですが、実際あそこでは業者が工事ですずっと張りついて、現地のほうは、もちろん見回りもしますし、十分把握しておりますので、地元住民のほうにいち早く情報が、何らか影響があったときに流せるような努力をしていきたいと考えています。

大嶺副委員長 補足ですけど、いざというとき、もうそういう状況は間に合わないと思うので、先ほどの話でも、雨が降った後、割ときれいな水が流れていたと。それは晴れていたら見れるんですけど、大雨の中、濁流が流れたって気づかないわけで、そういうことを察知することはできないので、早めに逃げないといけないということをよく理解してほしいなと思っています。

説明者(長崎振興局砂防課) 分かりました。地元の人たちに早めの避難とか、もろもろを流すようにいたします。

梅本委員 今日、現場を見たところ、上に上るのが非常に道が狭かったように思いますけれども、スライドの5ページで、「地元調整の結果、工事用道路が狭小となり」というのは、どういうことなんですかね。

説明者(長崎振興局砂防課) 本当は、入り口とかをもっと広めにとりたかったんですけど、入口のところに倉庫らしきものがあったかと思うんですけど、そういったものが地元のほうから、動かすことに賛同を得られなくて、どうしても入り口があ幅しかとれなかったような状況がございます。できれば、入口からあと1メートルぐらいずっと広げていきたかったんですけど、その調整に何かこう、してしまったという結果になります。

梅本委員 結構です。

友広委員長 ほかにございませんか。

五島委員、何かございませんか。

五島委員 現場も行けてないのであまりないんですけども、46軒のためにすごい工事をしていると思うんですが、この46軒を安全なところに移動すると、そういう選択肢はないんですか。

説明者（長崎振興局砂防課） 今、画面上に出ています土砂災害警戒区域、黄色とか赤のところを示されているところが、県内全部で3万2,000か所あるうちの土石流だけに特化したところが、長崎県内で4,800か所あります。そのうち、長崎振興局管内に約1,000か所、こういった箇所がございまして、ここの箇所に該当するところの人たちを全部動かすということがなかなかできないと。だから、こういう事業で少しずつ守っていくのもあるんですが、なかなかそれは工事が追いついていかないというところがあるものだから、逆に、そういう危ない地区を指定させていただいて、雨とかそういうときに避難を先にしてもらおうような、だから、ハードとソフト両方で対策を進めていくというふうに考えております。

なので、県内でこの1か所だけだったら、動かすというほうが、もしかしたら安くつくのかもしれないんですけど、数が、長崎県は特に、全国的にも多くて、なかなかそこまで追いついていけないという状況になります。

五島委員 分かりました。今回も豪雨が、いろいろ土砂崩れとか起こしているの、こういうところは危ないですね。やはり避難の対策もしっかりとられないといけないと思います。

説明者（長崎振興局砂防課） 分かりました。ありがとうございます。

友広委員長 よろしいですかね。ほかに。

岡委員 現地で話を伺っておりまして、現地に行ってまた分かる部分もあったんですけども、まず、市街地に意外と近いというところで、地図では46戸となっておりますけれども、周りにも、ぱっと見た感じたくさんのおうちがあって、今、橋口さんに説明いただいたとおり、ここだけ引越すというようなことは難しいかなという感じがいたしました。

現地で説明の中で、ドローンを使ったりして伐採する木、必要なもの、全部丸裸にしようと、逆に土砂災害のおそれがあるということで、必要な部分だけを伐採するために、ドローンを使って綿密に計画を立ててらっしゃるということで、いつからそういうのを使われているか分かりませんが、そういうふうに新しい文明の利器を使って、被害が少なくなるようにという計画を立てながら工事をされているんだなと感じました。

先ほど伺ったとおり、入り口の土地の部分でもうまくいかなかったということで、それは地域の方にとって残念なことだと思うんですけども、今できる範囲の中でやっていくしかないということで、長崎県はこういう土地ばかりですから、今後も似たようなものがたくさん出てくる、また、これまでも出てきていたところですが、この計画、工期が延びる話を聞くたびに、もどかしい気持ちではあるんですけども、聞けば聞くほど

仕方がないのかなと思っているところです。

計画どおりいくことを願うとともに、できる限り計画よりも早く、また新しい文明の利器ができましたら、それを使って工期が少しでも短くなるよう、日々努力をよろしく願いいたします。以上です。

中村(政)委員 6 ページの費用対効果、B/C のところのプラス要因ですね、人家戸数 4 戸増加というのが挙げてあります。確かにそうなんですけれども、ハザードマップの対象地域で、増えたことをもってして、その方たちの安全を守れるからプラスだということでプラスに挙げていくのは、どうも違和感があるのですが、こういうところも、今後検討いただければ。

危険地域なので、こういうところには、もう新たに住むのはやめてくださいというような方向がとられないといけないと思うんですよね。先ほども申し上げた、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の中では、「災害リスクの高い土地の利用規制などソフト対策も実施しましょう」という文面がございます。先ほど、入り口のところ協力を得られなくて狭いままの道路になりましたというのがございましたけれども、少なくともそういう危険地帯に住んでいらっしゃるのであれば、それを改善するような提案に対して、そういう反応をするのはいかがなものかと、そういう土地の利用規制といったものも含めて、今後、今回の案件ということだけではないですけれども、全般的にそういうのをもっと考えていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

説明者(長崎振興局砂防課) 分かりました。今後、参考にさせていただきたいと思えます。

友広委員長 ほかにございませんか。

提案といたしましては、対象方針の原案どおり、継続ということでお諮りをしたいと思いますが、提案どおり継続ということで、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。

それでは、次のページに、前回の説明のときに、防災工事の工法についていろいろご質問がありまして、資料を 2 枚ほどつけていただいておりますので、少しご説明をいただけますか。

説明者(長崎県砂防課) 県庁砂防課の菅と申します。第 1 回委員会において個別審議いただいた、砂防-10、有福(3)地区急傾斜地崩壊対策事業について、本事業における対策工法について、写真等による追加説明を詳細審議で行うように承っておりますので、本資料により補足説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

目的・事業概要・これまでの経緯について、再度説明させていただきます。

事業目的は、保全対象の人家 14 戸を含む、最大がけ高約 40 メートルの急傾斜地に

において、がけ崩れ被害から人命を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を行っております。

事業概要としましては、現場吹付法枠工 5,000 平米及び待受擁壁工 20 メートルを実施予定としております。本事業の現在の事業進捗率は、事業費ベースでは 4%、用地の進捗率は、面積ベースで 30%となっております。

続きまして、対策工法についてです。本事業における対策工法は 3 工法ありますので、それぞれについて説明させていただきます。

まず、今、写真に写っている対策工法 として、左側斜面について、地質調査の結果により、地すべり性地形を有していることが確認できましたので、写真に示しているように、格子状の枠の交点のところにアンカーを配置するような工法を採用しております。アンカーの役割としては、左下の横断面図にあります。すべり面より深い堅固な支持層にアンカーが定着し、斜面の安定化を図ります。

続きまして、対策工法 としては、斜面の中央部の箇所において待受擁壁工を採用しております。写真で見ると、右の上の図面です。中央は谷形状であり、効率的に、崩壊する土砂を捕捉できる待受工を採用しております。

続きまして、対策工法 として、右側斜面は現場吹付法枠工を採用しております。左側斜面と異なり、アンカー工は不要となっており、県内の急傾斜地事業においても採用事例が最も多い一般的な工法となっております。

以上、工法についての補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

友広委員長 ありがとうございます。前回 27 日のときに、この工法について何かご説明いただければということで、今対応していただいたところですが、今の説明について、何かご質問等があればお受けしたいと思います。—よろしいですかね。

この件については、27 日のときに継続ということでご了承いただいておりますので、この件についてはお諮りをしないで、前回どおりということでご理解いただければと思います。

どうもありがとうございました。

#### 【住宅 - 5】新大工町市街地再開発事業

友広委員長 それでは、【住宅 - 5】新大工町市街地再開発事業について、長崎市のほうからご説明をお願いいたします。

説明者（長崎市都市計画課） 長崎市まちづくり部都市計画課の中村でございます。

それでは、市街地再開発事業、新大工町地区についてご説明いたします。

図面は、中央右から左に通っている緑色の道路が国道 34 号でございます。中央の事業区域を赤線で示しております。事業箇所は長崎市の中心市街地の東側にあります新大工町商店街に位置しており、商店街の中核を担ってきた長崎玉屋を中心とした新大工町側の北街区と、国道 34 号を挟んで菱興パーキングがあります、伊勢町側の南街区を合

わせた区域になっております。

事業主体は長崎市となっておりますが、国や県からの補助金を財源といたしまして、長崎市が再開発事業の施行者である再開発組合に補助金を支出するものでございます。

目的・事業概要でございますが、再開発事業の目的は、低層で木造の密集市街地などを改善していくとともに、細分化された土地を共同化することにより、土地の高度利用を図り、さらに必要な公共施設（道路や広場等）を併せて整備を行い、安全で快適な都市環境を創出するものでございます。

事業の仕組みは、一定の要件を満たす事業に対しまして、総事業費のうち調査設計画費や補償費、建物除却費などの土地整備費と共同施設整備費に対し、国が3分の1、県・市の地方公共団体が3分の1を補助することができるものでございます。

事業概要につきましては、前回の説明と同様でございますので、記載のとおりでございます。

次に、事業の必要性・効果でございます。

新大工町地区は、本市の中心市街地の商業集積地ですが、近年は施設の老朽化や大型郊外店の進出に伴い、かつての賑わいを失っております。市街地再開発事業の実施は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、地区の利便性の向上と中心市街地全体の賑わい再生を図るために、必要不可欠となります。さらに、中心市街地に不足する業務施設床を創設することにより雇用の場の創出、建て替え促進により防災性の向上及び中心市街地の活性化に寄与する事業となっております。

今回の詳細説明になりますが、まず、工期の延長についてご説明いたします。

事業計画の作成に不測の期間を要しておりますことや、建物内の詳細な配置などの検討に不測の期間を要したために、実施設計業務なども遅れております。さらに、既存建物の除却工事を実施したところ、基礎部分に当初想定していなかった地下構造物や転石などが見付き、その撤去に不測の期間を要しております。結果的に、事業全体のスケジュールが1年間延長となり、工期末を令和3年から令和4年への変更を行うこととなりました。

次に、事業費の増額について、主な内容を説明させていただきます。

まず、土地整備費でございますが、地下掘削の際の支障物の撤去により、建築物除却費が増額となっております。また、従前資産の評価が確定したことによりまして、用地費や建物買収費が増額となり、建築物除却費と合わせて9億7,000万円の増額となりました。さらに、詳細設計が完了し、工事の規模などが変更になったことによりまして、建築工事費が3億2,000万円の増額となっております。その他増減はありますが、総事業費が162億8,000万円から174億円に変更となり、11億2,000万円の増額となりました。

最後に、事前にいただいていた、周辺環境との調和について説明いたします。

当事業は、長崎市景観条例に基づく事前協議や景観法に基づく届出を行っており、ま

た、ながさきデザイン会議に諮りまして、建築物などのデザイン及び色彩に関することをご審議いただいて、そのご意見を反映しております。

主に、次のようなご意見が会議の中でございました。まず一つ目が、超高層の建築物となり、景観を大きく変化させる要素となることから、できるだけ目立たず、ボリュームを感じさせないデザイン設計を行ったほうがよい。二つ目に、商業フロア低層階は、地域に根差すことに配慮した色彩計画としたほうがよい。三つ目に、住宅部分の高層階は、周囲の景観に溶け込むような色彩計画としたほうがよい。次に、夜間景観にも配慮した計画としたほうがよい。南街区は、可能な限り緑化を行ったほうがよい。これらのいずれのご意見も実施設計に反映させており、周辺環境と調和した計画となっております。

地元の意向としましては、市街地再開発事業により交流人口及び定住人口の拡大を図り、地域活力の維持向上と賑わいの創出、まちなか居住や回遊性の向上に寄与するものとして、地元から期待が寄せられております。また、古くから親しまれた「市場」は閉場されましたが、施行者が新たな商業施設に「市場」の配置も検討しており、地元からも期待の声が寄せられております。

対応方針としまして、当事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、地区の利便性の向上と中心市街地全体の賑わい再生を図るためには、必要不可欠な事業でございます。事業進捗率は、令和2年度末現在の事業費ベースで46%であります。今年度末には約93%が見込まれております。また、地元からも、再開発事業の早期完成が望まれております。事業効率化に大きく寄与する新たなコスト縮減は見込めません。建築物2棟のうち1棟は完成しており、残る1棟も来年度完成予定のため、代替案の可能性はございません。

期間の延長、事業費の増額はあるものの、費用対効果が十分に見込まれることから、対応方針（原案）としましては、継続でお願いしたいと思っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

友広委員長 ありがとうございます。都市環境を整備して賑わいを創出しようという目的を持って、これまでの事業とそういうところが違うんじゃないかと思いますが、このことについて、委員の皆さんからのご意見、ご質問をお受けしたいと思いません。

梅本委員 事業における市や民間の役割分担がよくわからないんですけれども、先ほど冒頭、再開発組合というのが事業を行っていて、国が3分の1、県・市が3分の1の補助金を出す事業だということでしたけれども、再開発組合というのは、完全に民間で構成されるものなのか、そして、事業計画というのも再開発組合がつくるものなのか。そして、スライドの5ページの事業費というのは、何の事業費を言われているのか。この事業計画、再開発組合が立てた計画の事業費なのか、あるいは補助金の額なのか、民間と市の事業における役割がよくわからないので、教えてください。

説明者（長崎市都市計画課） まず、再開発組合につきましては土地の地権者であったり権利者も含めた形で、そこに事業者が入りまして、デベロッパーになるんですけど、組合を結成している民間の組合というような形になっております。

国、県、市の役割と申しますと、まず、事業計画自体は組合が立てることになりますので、その事業計画の中で組合が立てた資金計画の中に記載されている補助金について、国、県、市が補助金を出すということになるんですが、補助金の中身につきましては、先ほど説明をしたんですが、公共施設、道路とか広場が含まれてきますので、そういったものの整備費であるとか、一定の共同施設整備費です。エレベーターであったりとか、そういった共同で使う施設の整備費です。それと土地の整備、建物の除却であるとか調査計画費、こういった費用に対して国と県と市で補助金を出しているという事業になっております。

事業費の 174 億円と申しますのは、全体の総事業費になってまいります。そのうち約 58 億円が補助金となっております。この内訳につきましては、国のほうが 29 億円、県のほうで 9.2 億円、市のほうで 19.8 億円となっております。

説明は、以上でございます。

梅本委員 分かりました。そういうことですね。174 億円のうちの 19.8 億円が市が支出するものですね。

友広委員長 ほかに。五島委員、どうですか。

五島委員 これを見せていただいて、6 ページに専門部会議から言われたことについて見てみますと、緑化を行うというようなこととか、先ほども広場があるというような話を伺いましたが、このパースを見る限り、緑地というのは見当たらず、特に南街区の完成の写真を見ても、どこに緑地というのが出てきているのか、あるいは広場というのがどこにあるのか見えないので、教えてください。

説明者（長崎市都市計画課） 南街区につきましては、周辺にプランターを配置して緑化を図っているというような状況でございます。

広場につきましては、先ほど現場で見させていただいたところの新大工町商店街でございますが、そちらに公共空地として北街区側に、五島委員にはちょっと見づらいかもしれないんですが、194 平米の空地をとっております。今、図面を指しておりますところが広場等で、前面を道路からセットバックも行っておりますので、その面積を含めて 194 平米という形になっております。次に、国道側でございますが、国道側については、これも今示しているところと、建物のセットバックという形で、全体で 296 平米の空地をとっております。これを合わせますと、490 平米の空地ができているというところでございます。

こういったものに対して、事業者側が公共空地として公共貢献を行っているというようなところでございます。以上でございます。

五島委員 分かりました。

友広委員長 五島委員、いいですか。ほかに、五島委員。

五島委員 デザインというところで伺いたいんですけども、パースを見る限りごく普通のマンション建築というふうに見受けるんですが、この新大工というのは、長崎の中でかなり歴史も深いですし、ある意味そういう歴史性を生かした観光みたいなところを狙ったデザインをしていく必要が、今後の経済性を高める上で不可欠かと思うんですが、そこら辺のデザインというのは、ここではどういうふうに捉えられているんですか。

説明者（長崎市都市計画課） まず、デザインについての色彩でございますが、歴史の色として茶色のレンガをイメージした色を建物の低層階の基調色として採用しております。空、海、川の色などの透明性をガラスで表現しているというようなところでございます。

あと、建物への出入り口の壁面に、長崎市内でよく見かける砂岩の板石の色を採用しております。あと、この新大工町商店街につきましては、長崎街道となっており、長崎街道自体は「シュガーロード」と呼ばれておりますので、各色の境界を白で分節し、デザインコードを形成したというような、デザインに対する配慮というのを行ったところでございます。

五島委員 ありがとうございます。特にこの場所は中島川とのつながりというのがとても大事だと思うので、今の交差点のところが非常に渡りづらく、地下に潜るようなトンネルもあるんですが、なかなかそれも使いづらいので、今、拝見すると、横断歩道をつくられていますよね。だから、そこら辺の横断歩道のデザインとかを、しっかり緑化をすとかされるといいと思います。

最後に、緑化ということに対して、プランターだけでは不十分かと思しますので、積極的に壁面緑化とかそういうようなものも取り入れられたらいいと思います。以上です。

友広委員長 コメントはありますか。

説明者（長崎市都市計画課） まず、地下については、馬町交差点のほうに地下歩道橋がございます。この新大工の開発の前につきましては、まず電停がありますので、電停については横断歩道が設置されてアクセスできるようになっていると。横断歩道ができたことによって、歩道橋が撤去されたという状況でございますが、この再開発事業によりまして、国道を横断して北街区と南街区をつなぐ歩道橋を、今回新たに設置をするということになります。

この設置につきましては、長崎市が市道として歩道橋を設置するということになっておりまして、このデザインにつきましても、こちらの再開発組合のほうと協議を行ったりしておりまして、デザインの増強部分というところについては、組合のほうで負担をして、デザイン性のある歩道橋にしたというところでございます。そういった形で、一定デザインのほうについても配慮した形での施工を行うということで、現在工事を進めているところでございます。

歩道橋につきましても、来年の11月の建物の完成に合わせて完成できるように、今

現在、協議等を進めているところでございます。以上でございます。

友広委員長 五島委員、よろしゅうございますか。

五島委員 はい、結構です。

友広委員長 ほかに、委員の皆様はございませんか。

それでは、お諮りをいたしたいと思いますが、住宅—5 の新大工町市街地再開発事業につきましては、原案のとおり、継続ということで認めることとして、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

友広委員長 ありがとうございます。原案のとおり、認めることといたします。

どうもありがとうございました。

27 日と本日、2 回にわたり審査をしていただきまして、ありがとうございました。それぞれの事業者におかれましては、委員からの意見、あるいはいろいろな提案等についてしっかりと受け止めて、円滑な事業の推進にご尽力いただければと思っております。特に、やはり工期の問題が課題であろうかと思えますけれど、それについては、やはり予算というものが伴いますので大変だろうと思えますが、それぞれの事業者において、予算の獲得について全力でご尽力いただければと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日までの委員会での意見につきましては、事務局のほうで取りまとめをいただきまして、意見書として知事に提出をしたいと考えております。

この意見書の提出につきましては、あらかじめ、9 月 1 日に予定をしているということで、委員の皆様にはご連絡がいつているかと思えますけれども、それまでに事務局のほうで整理をしていただきますので、そのことについて、またいろいろご指摘、ご意見をいただければと思えます。

整理をいたしまして、委員の皆様にも、ぜひ 9 月 1 日の知事への意見書提出については、時間を割いていただいでご出席いただければと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで審議を終わらせていただきたいと思えます。

後は事務局のほうでよろしく申し上げます。

### 3 . 閉 会

事務局 現地調査を含め、ご審議ありがとうございました。

今後の予定につきましては、先ほど委員長からもありましたように、知事への意見書提出の日程については、9 月 1 日水曜日午後 13 時 30 分から 14 時の間で県庁にて予定しております。

意見書の内容につきましては、後ほど事務局から確認させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第2回委員会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午後 4時44分 閉会